

研究種目：若手研究 (B)
研究期間：2008～2011
課題番号：20730007
研究課題名 (和文) タバコ規制をめぐる法と政策

研究課題名 (英文) Law and Policy of Tobacco Regulation

研究代表者 田中 謙 (TANAKA KEN)
関西大学・法学部・教授
研究者番号：30325691

研究代表者の専門分野：行政法、環境法
科研費の分科・細目：法学・基礎法学
キーワード：たばこ規制、政策法学、受動喫煙防止施策

1. 研究計画の概要

(1) 本研究は、先進的な法制度が早くから整備・運用されている米国制度との比較研究を実施するとともに、「法社会学的研究」も踏まえて、主として「政策法学」の視点から検討するものである。
(2) また、実態を踏まえた検討をするために、国内外で実態調査を実施することも予定している。
(3) 本研究の研究計画であるが、まずは国内外で実態調査をすることによって現在のたばこ政策の問題点を確認するとともに論点を明確にしたうえで (平成 20～21 年度)、整理した論点について検討して、あるべきたばこ政策の法システムを提案し (平成 22 年度)、最後に、研究成果をまとめ、学会等で報告するとともに学術雑誌に掲載する (平成 23 年度) という予定を考えている。

2. 研究の進捗状況

(1) 現在のたばこ政策の問題点を確認するとともに、論点を整理しているという状況である。
(2) 上記のことを実践するため、国内外で実態調査をした。
(3) 研究成果についても、「たばこ訴訟の論点と課題」というテーマで研究会報告するとともに、同テーマで論文を公表した。

3. 現在までの達成度

当初の計画通りに進んでいる。
(理由)

(1) 平成 20 年度から平成 22 年度にかけて、日本国内で文献収集と論点の整理を実施するとともに、必要に応じて国内外でヒアリン

グ調査も実施した。

(2) 日本国内においては、厚生労働省 (健康局総務課生活習慣病対策室)、千代田区役所 (環境安全部安全生活課)、神奈川県庁 (保健福祉部健康増進課たばこ対策室)、日本医師会などにヒアリング調査を実施した。

(3) 本研究を実施するに当たって、先進的な法システムが早くから整備運用されている米国制度と比較することによって効果的に研究を進めることができると考え、米国ハワイ大学の Mark A. Leven と意見交換を行うとともに、ハワイ州政府 (Department of Health (Tobacco Prevention and Education Program (TPEP))) および、Coalition for a Tobacco Free Hawaii にヒアリング調査を実施した。

(4) 研究成果については、関西行政法研究会で「たばこ訴訟の論点と課題」というテーマで報告するとともに、同テーマで関西大学法学論集に論文を公表した。

4. 今後の研究の推進方策

平成 23 年度は、整理した各論点について検討するとともに、あるべきたばこ政策の法システムを提案する予定であるが、さらに、提案した法システムがうまく機能するかどうかについて、必要に応じて国内で実態調査をする予定である。

また、平成 23 年度は、研究成果をまとめるとともに、当該研究成果を国内学会で報告するほか、学術雑誌に掲載する予定である。いまのところ、「たばこ規制の法システムと今後の法制的課題」(仮題)、「たばこ問題の特徴と今後の法制的課題」(仮題)、「諸外国、とりわけ米国におけるたばこ規制の現状と

今後の法制的課題」(仮題)として、論文にまとめることを計画している。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①田中謙「たばこ訴訟の論点と課題」関西大学法学論集 59 巻 2 号 (2009 年) 31-87 頁

〔学会発表〕(計1件)

①田中謙「たばこ訴訟の論点と課題」関西行政法研究会 (2009 年 6 月 14 日、大阪学院大学)